

議案第10号

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

東京都板橋区職員定数条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区職員定数条例（昭和50年板橋区条例第43号）の一部  
を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区長の事務部局の職員	3, 103人
(うち290人は、福祉事務所の職員の定数とする。)	
(2) 議会の事務部局の職員	18人
(3) 教育委員会の事務部局の職員	200人
(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員	133人
(うち8人は、幼稚園教諭の定数とする。)	
(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員	11人
(6) 監査委員の事務部局の職員	11人
合計	3, 476人
付則	

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の定数を改定する必要がある。